

議案第 5 号

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の制定について

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市の中小企業・小規模企業の振興を図るための基本理念を定める条例（以下「中小企業・小規模企業振興基本条例」という。）を制定するための検討を行う岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中小企業・小規模企業振興基本条例に盛り込むべき項目及び内容の検討に関すること。
- (2) 中小企業・小規模企業振興基本条例の素案の策定に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 中小企業・小規模企業の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部商工農政課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。